

会員斡旋融資のご案内

☆長野県医師会の会員になりますと、本会と協定している以下の金融機関[※]から会員斡旋融資を受けることができます。

※八十二銀行、長野銀行、長野県信用組合、長野信金、松本信金、上田信金、諏訪信金、飯田信金、アルプス中央信金

☆借入条件については、以下のとおりです。

斡旋融資対象者	長野県医師会会員 長野県医師会会員が経営する法人
資金使途	一般資金 運転資金、医療設備資金、住宅資金、教育資金、耐久消費財購入資金 特別資金 積立家族傷害保険の保険料支払資金
融資限度額	一融資につき1億円（固定金利分は5千万円まで） 例：固定金利分5千万円＋変動金利分5千万円（最大1億円まで）
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間を含む） その他資金 15年以内（据置期間を含む）
返済方法	元金均等返済、元利均等返済 （詳細は金融機関とご相談ください。）
担保	原則として、有価証券、不動産の物的担保または県信用保証協会の保証があればよい。 ただし、一融資の総額が5百万円以下の場合は無担保にできる。
保証人	1名以上（無担保の場合は原則2名以上）

③申込方法

融資を受けたい場合、所定の「借入申込書」に必要事項を記入のうえ、所属都市医師会に提出してください。

「借入申込書」は所属都市医師会にてご用意してあります。

お問い合わせは、長野県医師会経理課までお願いいたします。（Tel 026-219-3600）